

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

瀬戸内町長 鎌田 愛人

市町村名 (市町村コード)	瀬戸内町 (46525)
地域名 (地域内農業集落名)	嘉鉄地区 (嘉鉄、蘇刈、伊須)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年10月 8日 (第 1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地区は古仁屋市街地より東方面に位置しており、嘉鉄、蘇刈、伊須集落からなる地域である。
・たんかんや津之輝等のかんきつ栽培の他、施設パッションフルーツに取組む農家も多いが、肉用牛と園芸品目の複合経営を展開する農業法人おり、農地の適正利用が図られている。
・営農研修施設である瀬戸内町営農支援センターが整備されていることから、本町の農業拠点地域という側面も持ち合わせている。
・嘉鉄地区においては、新規就農者の就農地としてニーズが高いものの、優良な農地の確保が困難、水資源に乏しく農業用水の安定的確保が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・当地区は古仁屋市街地へのアクセスが良いため、就農希望地域として人気が高いことから、農地活用が今後進むと考えられる。
・施設パッションフルーツ、たんかん、津之輝等の高収益作物の栽培面積が増加すると思われる。
・台風襲来時には南東・南西寄りの風が特に強く吹くので防風対策が重要である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	47.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	13.7 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農地を将来にわたり活用・保全できるよう、各集落において情報の共有や話し合い活動等を継続し、認定農業者や認定新規就農者を中心とした担い手への内集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地バンクを活用して、認定農業者や認定新規就農者を中とした担い手への農地集積を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
既に取り組むべき農地は、基盤整備事業を完了しているので、取り組む予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、瀬戸内町及び、大島支庁農政普及課、JA等の関係機関と連携し、相談から営農定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ未定

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①当地区は中山間地域であることから、イノシシやカラスなどの鳥獣による農作物被害が深刻である。特にイノシシについては、侵入防止柵の整備を図るとともに、農業者による狩猟免許の取得促進や箱ワナ等による捕獲活動、地域住民による鳥獣を寄せ付けない取組みの実践を図る。
- ②環境負荷の低減を図るため、地域資源(有機質肥料)の積極的活用の推進を図る。
- ③地域の農地を守っていく(営農継続)に当たっては、限られた人材で効率的な農業を目指すことが重要であることから、補助金等の活用を見据えたスマート農業の実践を検討していく。
- ⑤当地域は果樹の作付け面積が多いことから、今後も増加が見込まれる。
- ⑦嘉鉄集落については、多面的機能支払交付金事業の継続による適正な農用地の維持管理を図る。